

# 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会学外委員の選考方針

令和4年4月1日  
学 長 裁 定

国立大学法人法（平成15年法律第102号）（以下「法人法」という。）第20条第2項第3号に基づく、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成16年4月1日規則第4号）第2条第1項第4号に定める学長が任命する学外委員の選考方針を次のとおり定める。

## 1. 目的

地域社会や全国的視野でのスポーツ界・産業界の意見を大学運営に反映させる。

## 2. 選考する分野

「地域社会や全国的視野でのスポーツ界・産業界」に係る選考分野は、次のとおり。

- ① 競技スポーツ関係
- ② 生涯スポーツ関係
- ③ 学校体育（大学体育）関係
- ④ 高等教育関係
- ⑤ スポーツ産業関係
- ⑥ 報道関係
- ⑦ 地元関係

## 3. 任期

任期は2年を超えない範囲内で学長が定める期間とし、再任を妨げない。

ただし、学外委員を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

## 附 則

この裁定は、令和4年4月1日から施行する。